

第2回東大阪市人権尊重のまちづくり審議会議事録

日時

令和4年6月10日（金）午後2時30分から午後4時20分まで

場所

東大阪市本庁舎 18階大会議室

出席者

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員

潮谷会長、茨木副会長、安部委員、安西委員、呉委員、濱田委員、峯委員、村岡委員、李委員
事務局

世古口人権文化部長、長谷人権文化部参事（人権室長事務取扱）

清水人権啓発課長、人権室人権啓発課：菜嶋、山本、川見

会議次第

1. 東大阪市の現状について
2. 条例改正の見直しについて
3. その他

会議の公開及び傍聴人の数

公開／0人

内容要旨

潮谷会長

前回、令和4年2月24日に、第1回の人権尊重まちづくり審議会を開催し、現状において人権課題、市がどう対応しているかということで、現状の整理をお願いし、そういったことが出ている。また、欠席している松村委員の方から、たくさんの提案事項というのも出ているので、そのことを紹介いただいた後に、皆さんに人権尊重のまちづくり条例について、意見を出していただけたらと思う。それでは、東大阪市の現状について、事務局の方から報告願いたい。

事務局

（人権啓発課における人権課題別事業取組一覧表について、三法成立後の取組、人権啓発活動状況、人権に関する相談の状況について）

潮谷会長

啓発と相談というところで、東大阪市の実態について話を聞いた。ここで一旦、皆さんの意見を伺う前に松村委員の意見もあるので、あわせて説明の方を先にしてもらい、そのあと皆さんの意見を出していただけたらと思っている。引き続き、事務局の方から、松村委員の資料について説明願いたい。

事務局

(松村委員からの資料説明)

1. これまでの人権施策の成果と課題の検証と正確な現実把握
2. 全体的な施策展開の体制やあり方
3. 市民や事業者による主体的な取組の実現
4. 人権教育
5. 相談体制の充実と、被害救済の具体策
6. インターネット上の差別・人権侵害への対策
7. 人権問題の解決に向けた施策
8. 1～7の裏付け・根拠となる先進的な条例への改正)

潮谷会長

松村委員の方から、8つの提言という形で、幅広い内容の提言がされているかと思う。すばらしい内容で、量的にも多いので、これをすぐに私たちが理解することは難しいと思っているが、重要なことがたくさん入っていると思う。例えば条例の中において欠けている部分について、調査や教育は出ている点であったり、またこの三重県の条例案の概要を見ると、かなりわかりやすく、東大阪市の条例よりも整理がしてあり、参考にできたらいいと思う。それでは、東大阪市の相談・啓発の状況、またこの松村委員の意見を踏まえて皆さんの方で、今後条例についてどういうあり方がいいのか、東大阪の中でこういうところが人権施策、人権活動において、欠けているというところがあれば、自由に、意見いただけたらと思う。

李委員

意見を申し上げる前にデータの中身について少し伺いたい。とりわけ人権に関する相談の状況に関してだが、多数の課に問い合わせいただいて、非常に丹念に状況を集めていただき、大変興味深いデータになっていると思う。質問したいのは、既存の各法律上、定めのあるような制度のもとで、集約された数字とそうでないものが、どう分かれているのか。例えば障害のある方に関わる相談であれば、障害者差別解消推進法に基づくものがあるだろうし、DV相談であれば、DV防止法に基づくDV相談支援センターが所管する相談があるかと思う。さらには、児童虐待に関しては児童虐待防止法に基づく児童相談所、こちらでは、子ども見守り相談センターになると想像するが、既存の法令等ですでに機能している状況と、それ以外の問題になってくると、なかなか市民の方の認知度も低いと感じる。そうした点で、内訳がわかれば教えていただきたい。それと最後の円グラフの件数の総数とそれ以外の相談に関する相談の状況について、件数の総数が、どうも合っていないような気がする。先ほど言いました既存の相談体制がすでに確立している部分はそちらで集約されているということであれば、そのことを教えていただければと思うし、仮にそうでないとすると、どう処理されているのだろうかというのが、率直な疑問としてある。そのあたりのデータの整備が、いただければありがたい。

潮谷会長

では事務局から2点、相談の内訳と、合計のずれについて、話していただきたい。

事務局

1点目、内訳に関して府の人権協会で作成されている調査へ人権相談の窓口として回答している所属と、人権相談の窓口ではないが人権に関する相談があり、正確なデータはないが、回答可能という所属に分かれている。その内訳がスライドの9番、人権に関する相談の状況に関する該当部署のところの上の3つ。長瀬人権文化センター、荒本人権文化センター、それからイコーラム、この3つのみが最初に申し上げた人権相談の窓口として回答しているところである。続いて、グラフごとの総数が異なっているとの指摘について、先ほど申し上げた経緯から、上の3つ長瀬・荒本人権文化センターとイコーラム以外は、項目別に統計がとれた件数というのが異なっている。

潮谷会長

府の人権協会で採用している分析のものと、現場で作っているものが異なるので今回無理にデータ化したことでずれもある。ただそれぞれのデータの整備は、それぞれのやり方ではできている。

李委員

府人権協会のデータ等併せて状況を調査していただき、とても貴重な取り組みだと感じている。例えば不明のデータの件数をあげているというのは、それはそれでいたしかたのないことなので、結構ですが、気になったのは、二つ目の質問に関してですね。相談はしたが、解決できなかった件数というのがどれくらいあるのかというのは、松村委員の提案の中にもあったかと思うが、相談を受けて、それに東大阪市として対処して、何とか解決に持っていこうと各課の職員の皆さん、尽力していることと思うが、それがうまく解決にならないということであれば、既存の施策に何かしら今後充実させていくべきものがあるのだろうと思われる。今回、解決不能の部分が、個人としてはとても重要なデータだと感じる。そうした点から可能であれば、この解決不能の部分が何ゆえ解決できなかったのかということがわかれば、今後の施策をどう膨らましていくのか見えてくると感じたため、このような質問をさせていただいた。

潮谷会長

解決不能の件数というのは多岐に渡るので分析が大変と思うが、人権相談で受け取っているところの傾向等、そのあたりを少し整理していただけたらと思う。市単位でいうとこういった困難事例について検討していく場を、包括支援体制の整備という形で作らないといけないという位置付けがあるので、今後その中に人権を入れていく必要がある。人権相談で困ったときに、いろんな分野の専門家を集めて話し合いができて検討できる場を設定する必要があると思っている。そのために今回の条例でもしっかり位置付けていくことが大事だと思う。他にこういう啓発もして欲しいとか、東大阪の今ここが問題なんだとか、あれば言っていたきたい。

安部委員

質問として、この幅広い人権という概念の中で、問題が起きて、解決に至った具体的なイメージが思いえがけなくて、どういったものが挙げられて、皆さんご存知なのかなというところを、教えていただければと思う。

潮谷会長

人権相談の中で解決に至った事例ってというのはどういうことがあるか。

事務局

人権啓発課では、窓口相談業務を行っていない。

潮谷会長

人権相談の場というのは本当に幅広い内容で対応されていると思う。その中で人権相談の窓口として解決したことも幾らかあると思う。他機関につないで解決に至っている例というのも、もちろんあるのはあると思う。本当は事例をあげながら整理できる場、事例検討の場があれば一番いいが、そういうところの体制、先ほどの三重の事例を見ると少し検討できるような体制がありましたが、そういうところは他市も含めて人権についての事例検討というのはなかなか難しい状況もある。他いかがか。

峯委員

この審議会全体ですが、松村委員の提案書等も多岐にわたっていて、この審議会で、結局何を決めていくべきなのかというのが、一旦整理した方がいいのではないかと考えている。既存の条例を見直すのか、新しくコロナ等によって出てきた今まで経験したことのない差別とか、コロナと直接は関係ないが、これから起こりうる未曾有の事態に対応するための条例を今から考えていくのか。その条例を、人権啓発課として、市民や市内外の人たちに啓発していくのが目的なのではないかと考えているが、それであっているか？

事務局

そのとおりである。

峯委員

啓発の仕方とか、条例のあり方とか、いかに伝えていけるかを考えるべきと私は思っている。条例の中身、内容についても大切だが、どちらかというと、子どもや女性の方の相談も多いようなので、本当に必要なところに、こういう条例があつてこういう救済ができますと、情報の届け方も今後考えていきたいと思う。マジョリティに意識改革を訴えるのが大切と思う。

潮谷会長

最終的にはこの条例をどうするかということで、市に対して提言していくことにはなるかと思っている。

課題や伝え方も具体的に出して、条例の中であったり方針として反映したりするのかを検討してもらえたらと思う。

村岡委員

今、峯委員からもありました、この審議会で焦点を合わしていくところについて、何を検討していくのかを私の方が共有できていなかったらと思い、理念を明確化していこうと思っていたが、この点、今の回答で私の方も一定理解できた。

潮谷会長

やはり今後は条例を作る段階でも、重要な位置付けになるかと思う。先ほどの調査というところにも関わるが、こういったことを継続的に整理していく、市として把握していくことが、重要だと思っている。特に相談業務を担っている荒本と長瀬については、しっかりと整理していただけたらなと思っている。それでは条例をどうしたらいいということも含めてご意見いただけたらと思うがいかがか。

呉委員

私の立場からしたらどうしても外国籍住民の人権を言わざるを得ない。人権問題の大きな課題として外国人問題について考えなければならないと思っている。国の問題にも、日本国憲法の基本的人権を定めた憲法第3章の表題には、国民の権利及び義務とあり、いわゆる外国人を除き、「日本国籍の」と想定されるということもありまして、この場を借りて皆さんにお願いしたいのは、外国人住民がそういう被害を受ける立場にあることは今まで事実として大いにあるので、そういう点にできることなら力を入れて議論していきたいと思っている。特に会長にお願いしたいのは、人権というのは幅が広いので、ある程度項目ごとに議論はされた方が、議事を進める中でいいのではと思っている。

潮谷会長

外国人問題についても啓発というところで、いくつかの状況を出していただいているが、その中で個別の課題が多数あり、様々な課題があると思っている。各項目についてこの場で議論を深めるのも難しいので、今後この条例に項目を入れた条例とするのか、または施策の方針というのを別立てて、その中に項目をそれぞれ入れ込んでそこで検討していくのか、そのあたりが、ここで議論していかないといけないと思う。

安部委員

会長がいうように、何条何条って定めて、それぞれ細かいところで分けての方が私はいいと思う。大きな目的とか内容については何条何条というところにあって、個別具体的などところについては変更できるようにしておくのがいいと思った。なぜこのように思ったかという、人権問題は、まず防止する段階のところと、実際に起きてそれを救済するところで、それぞれフェーズがあると思う。例えばこの市の責務や推進体制の充実っていうと、そこで枝分かれしていくかと思うので、順番順番に、これについてはこれという方がいいと思う。

潮谷会長

分けて整理する方がいいんじゃないかという意見だと思う。

他いかがか。前回、冒頭でも言った、条例が2004年に成立したときに、実は推進体制などについて記載はされているが、位置付けがなかった。計画的に推進していくという文言はあったが、計画がなかったというような状況もある。条例の中に分野ごとのものを入れていくと、新しい問題が出てきたら改正をそのたびにしないといけない。ただ条例に入れていくと、目にしやすいという面もある。一方、条例と別に施策推進の方針というか計画というのかもまたあるが、そういうものに個別ごとの状況を書いていくと、中身の課題も見えやすくなり、部署問ってというのも見たり、それから深める作業というのはしやすいかと思う。そのあたりどのようにしていったらいいかご意見いかがか。

茨木副会長

私は人権擁護委員活動を長らくやっている。人権擁護委員は法務省から発生して、大阪では大阪法務局という本局がある。そこで人権擁護委員がいろいろ情報収集している。子どもの人権、高齢者の人権、障害者の人権など、いろいろな分野で委員会を作っており、各委員会の中で集計をしている。分野ごとに、こういう問題がありましたというのを発表する場もあり、いろいろな委員会が一同に会し、意見交換をする。ただ皆、自分のところの立場でしかしゃべられないという部分もあり、大阪府連という人権擁護委員会の事務局がまとめをし、冊子にしたり、問題点をいろいろピックアップして、その中で人権相談も、人権擁護委員が当番で大阪法務局の方に行きいろいろ対応している状況がある。

また先ほども言っておられたが、ものすごく多岐に渡って問題がある。整理をしていかないと、人権相談の内容を聞いているだけでは、我々も仕事にもならないし、そこら辺は各々最低限各委員会でまとめて、そのまとめたものをまた合同の委員会で取り上げて、また元に戻ってくるという、繰り返しのことをいつもやっている。いつまでたっても言っているだけで終わってはいけないので、まとめられる範囲でまとめる必要がある。東大阪市においては、事務局の方で、いろいろ意見をメモしてまとめてもらい、またそれをもとに、我々委員が討議する、話し合うということは大事なと思う。またいろいろ出席の委員の方から意見を聞けたらと思う。

潮谷会長

また後で事務局の考え方も確認したいと思う。今話があったように、この実際に対応されている方がたくさんいても課題がたくさんあり、そういったことが条例にすぐ反映できるものなのかといたらかなり難しいものがあるので、それとは別で、どういう形で整理できるのかと思っている。

もう少し、皆さんに意見を挙げてもらえたらと思う。じゃあどういうものがあればいいのか。

例えば、先ほどの松村委員のところと言うと、やはり調査が抜けているとか、教育のところは抜けているとかということ。他にも防止と救済で分けるべきじゃないかと。おそらく、防止といったときには教育とか啓発というところで、救済といったときには相談とか支援であったり検討できる場ということ。そういうところは、条例の中に入れてもいいだろうし、東大阪の中でやはり子どもの分野とか、障害者の分野とかは力を入れていかないといけないとか、条例としてこうあるべきだとか、個別課題については方針

としてこうした方がいい、いや、計画としてやったほうがいいと思う。そういったところも含めて、意見出してもらえたらと思っているがいかがか。

峯委員

今、会長から話があったように私も資料の中で、人権教育については本当に大切だと思っていて、今他の委員会で多文化共生の教育委員会と一緒にやっているが、子ども達が楽しみながらというのを通して、親御さんにもそういう考え方が派生していくというのが、すごく素晴らしい流れだなどとも思っている。ただ、私もずっと東大阪市の小学校で、人権教育が道德のときにでてきたとき、すごく暗かった。部落差別、あの映像をみんなで観てどう思いましたか、かわいそうですよねという感じ、押しつけがましいと感じた。実際に困っている人たちがいるというのはわかるが、そこから私たちが何をできるかという教育は一切なかったという記憶がある。只々悲しかった、暗かったという気持ちがずっと残っているので、人権問題ってやっぱり暗くなりがち、ちょっとシリアスになりがちなどがあると思う。今回何年かぶりに審議会が開かれたということなので、少し新しい啓発の仕方があってもいいと思っている。教育の中で少しでも、自分ごと、他人ごとじゃなくて、みんなごとと考えていけるような雰囲気づくりがすごく大切と思う。それから松村委員の意見で、マイノリティへの支援がすごく大切とあり、本当にその通りだと感じた。窓口を増やすとか、具体的に支援を増やしていくのもすごく大切なことと思った。合わせて、防止と対応、マジョリティの意識改革が本当に大切だと思うので、私は人権教育で、例えば人権啓発課でインスタグラムを開設するとか、もう少しみんなが見れる、ポスターとかではなくて、電話とかではなくて、もう少し問い合わせのしやすい、情報の入りやすいやり方を考えられればいいなと思った。

潮谷会長

子どもたちや若者に届くように工夫をしていかないと、啓発も変わっていかないと。確かに啓発の研修について満足度は高いものがあったが、やはりそれは興味ある人たちが参加しているというのがあるので、興味ない人にどう届けるかっていうのは今後の大きな課題だと思う。

茨木副会長

人権擁護委員が専門ではないが、啓発が我々に沿うと思っていて、啓発から、教育の一環として、そこから皆さんに関心を持ってもらうという方針でやっている。その中で特に人権教室というものがあり、主に東大阪市内の小学校の1クラス、もしくは、1学年を対象に、人権について啓発する活動がある。それを人権擁護委員の中で持ち回って、人権教室の一環として、特に子どもの人権については、割と古くからいわれていて、それをどのように具現化するかについてはなかなか対応なかったが、我々は20年ぐらい前から学校を回っている。

そこら辺の苦労はあるが、授業を受けた子どもは皆、非常に喜んでいる。暗いという印象は、我々の中にはない。楽しく勉強してもらおうということで、回っている。そこからいろいろな人権の問題についてのヒントが非常に出てくる。例えば人権教室についてはまず、いじめ問題。いじめ問題の根本は、他人の、他の子の気持ちに寄り添って考えたらいじめが起これないというのが基本になっているので、その教育を、

主に小学校3年生4年生を中心に回っている。ただ東大阪市は学校数が非常に多いので、もう1回やって欲しいという要望も来るが、手が回らないという状況になっている。

安西委員

人権問題はすごく幅が広いので、考えようによっては難しいかなと思う。やはり人権は、今副委員長の言ったように小さい頃から、人権ってなんだろうと人権という言葉も知らないような子どもたちに、私たちは授業しているが、人権ってなにってということから入って、小さい頃から人権っていう言葉を理解し身につけて、子どもたちがこれも人権か、これしたらいかんことやなっていくような基本的なことを、子どもたちに学校訪問をして理解してもらって活動をしている。また、いろんな悩みの相談も電話相談等させてもらっているが、長年やっている中で若い、低学年のころから人権ということを学んでほしいが、親御さんにあまり理解がない、忙しいからかまってくれないということがある。何回か参観日に親御さんも一緒に同席されて、子どもたちと一緒に、人権教室について家に帰って、家族で一回話してみようという呼びかけもしている。今日は条例問題とかいろいろ難しいことがいっぱいあるが、私たちのしていることは小さいころから人権ってみんなが同じように同じだけ幸せになり生きていく権利がある、いろんな障害がある方も、いろんな国の方も、みんなで平等にみんなで同じだけ幸せになろうということと呼びかける基本的な活動をしている。皆さんと同じように肩を並べて、難しいことは言えないが、こういう状態で地道な運動をさせていただいている。

潮谷会長

人権擁護委員の方が、人権教室していただいているのはすごく重要なことで、ただ幅広い人権課題があってそれで網羅できているのか、やはりそこに難しさもあるので、それぞれの市民の方もそうだし、教育に関わる方たちが意識を持って、このことはできたけど、次ここできてないからやろうかっていうように、計画立てた形で進んでいくといいと思う。僕は東大阪の手話言語条例の委員をしているが、それも手話言語のことやっている学校もあればやってない学校もあり、そのあたりの計画性ってというのがやはり重要になってくるので、そういうことを整備する上でも、そういった文言があると、教育分野に力をいれながら、多文化のことだけじゃなくて、いろんなことをちゃんと人権として教えるという方向性があればいいと思っている。

茨木副会長

人権擁護委員では、今のところ子どもで手一杯だが、中学校、高校、大学ぐらいまでは少しずつやりかけている。そのあとはもう大人になる。日本国民、また、世界中の人が人権教育に目覚めてくれたらいいなと思って、その一歩で、子どもの人権教育を進めていきたいと思っている。

安部委員

令和元年度から4年度 of 取組の事業における一覧をみたが、年々で扱うテーマに決まりがあったり、この年は講座を何回開くかそういったところのルールのもとで、それぞれ行われているものか。

事務局

人権啓発課において、大規模な講演会として、5月憲法週間事業、7月に人権尊重のまちづくり強化月間事業、8月に平和事業、12月に人権週間事業、拉致問題啓発講演会、これらが人権啓発課における大規模な講演会となっている。それ以外については、大体20人から30人程度の講演会を年間8回程度実施している。テーマについては、平和以外は決まってはいるが、その年々の人権課題や、トピックにあがっている人権課題に合わせて講師を選定している。

李委員

先ほど、安部委員が非常に重要な整理をしていただいて防止の部分と実際に人権問題が起こったときの対処。委員の皆さんが、ご指摘された啓発の部分と防止の部分があり、この防止の部分というのを中心に考えるということであれば、それも一つの考え方と思っている。他方で、実際に防止がうまくいかなかったらどうするのかということについて、この条例でどう位置づけるのかは、一つ必要なものだが、その点を考えると、防止以外の部分も、この条例の守備範囲として取り組んでいくべきだとなった時に、事務局は人権啓発課が担っている。これは大変重要なことだと思うが、その後の対処を担当している方が、同席していただいたほうが、審議が上手くいくのかなと思う。また、人権啓発といった場合に先ほどの人権啓発課の取り組み一覧、拝見すると大変広範多岐にわたるテーマでいろんな講演会なり、啓発活動や市政だよりなど情報提供は行われていて、非常に興味深く思うが、他方で、市民啓発の取り組みはこれはこれで大事だと思うが、例えばまちづくり条例を拝見していると市の責務として、市の施策を人権尊重の視点に立って行っていく。こういう大きな理念があり、市の各原課に対して、人権尊重の立場に立った施策を実施するための啓発活動があるんじゃないかと思っている。そうしたことについて、庁内の人権啓発活動が行われているのかどうか、もしあれば教えていただければと思う。さらに人権啓発、人権問題で、例えば子どもの人権としてこういった問題があるとか、外国人が置かれている現状がこうであるとか、そうした現状の話がされているのは、いろんな問題が知れていいことだと思うが、例えばこういう問題が起こった時にこちらにご相談くださいみたいなお知らせが合わせてあるのか。私自身の経験としてはそんなに大きなものはないが、大学生に人権系の講義をしたときに、例えばセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの話を見せていただくが、その際にパワハラはこんな行為ですよとかの話に加えて、こういう被害に遭ったときはここに相談してくださいという話をする。そこにむしろ重点があると思っている。自分がこんな被害を受けたにも関わらずどこに行ったらいいのかわからないということだと、非常に宙ぶらりんになってしまうような気がする。その点で言えば、人権擁護委員の先生が、人権啓発活動される際、ご自身が相談の取り組みをやってみようということを体現されているので、こちらにいったらいいだろうというのが合わせてわかると思う。やはりそうした点で、個人的には啓発活動する際にも、これについてこういう問題が起こったらここに相談してねっていうのがないと、うまく回っていかないのではと感じている。

安西委員

私たち人権擁護委員は、必ず子どもたちにカードを渡して、一人で悩まないでねという呼びかけを必ず行っている。

李委員

そこがとても大事だと思っていて、だから、人権啓発をする際にそういった案内をどのようにしているか教えていただければと思っている。そうなるこの人権条例、人権尊重のまちづくり条例の中身を今後変えるとなった時に、啓発する際に相談窓口も合わせて知らせていこうというような、少しずつでも広げていく、そうした議論があってもいいのではと思う。

潮谷会長

今の話では、その啓発活動と実際に支援するところの窓口をしっかりと結びつけてやっているのか。何かその辺り市民が知れる材料など何かありますか。

事務局

基本的に講演会等するときに、いろいろな相談窓口の関係チラシというのを置いていて、その中で必要なものを選んでいただくような形で対応している。(講演会自体の)チラシにここが相談先というのは書いていないが、来られた方が必要な支援を受けられるような体制を取らせていただいている。

濱田委員

今回初めて参加させていただき、皆さんの意見、質問を聞いて、なんとなく人権というものを分かってきたところですが、わたし自身途中の中途失明者で、一市民として、例えば福祉の窓口に行ってもこちら側から聞かないと様々なことを教えてくれない。そういうこともあって、私が視覚障害部会の会長になってから、こういうこともできるよと助言をするようにしている。チラシを置いてくださるが、本人たちがチョイスして持って行ってくれたらという感じで、こちらには義務はありませんというような、福祉事務所の方が態度をとられるので、やはり保健センターの方に行く。保健師さんもやはり忙しいから、そういう風にやってくださる方もいるが、コロナの時代であまり接触したくないという感じがあり、電話相談でといった感じ。

私は政策が一番大切だと思っている。例えばいのちの電話。それが東大阪市にあるのか知りたいし、DVにあった時に入れるシェルター等、お母さんと子どもを一時期保護できるようなシェルターがあるのかとか、そういったことが全然わからないので、もしあれば教えていただきたい。

事務局

まず、庁内の職員に対する啓発という質問に答えさせていただく。ここについては、教職員と一般職員とに分けますが、人事課の方が一般職員の定期的な研修、例えば新規採用の時期、それから3年目、5年目、7年目、主任、主査、そういう時期時代の研修の中で必ずそれぞれの人権研修のメニューがあります、例えば多文化共生であったり、同和問題であったり、障害者問題、そういう研修は定期的にするようにしている。ただそれが、今、委員の皆様からご指摘があったように、どこまで身につけているのかという検証は正直できていないので、まだまだ不十分ということは感じている。

それから、DVのことを先ほどおっしゃられたように、DVの専門窓口はある。これは法律上どうしても越

えられないところで、DVの一時保護は、市町村ではできない。そういう意味でいうと大阪府がしているという状況がある。

相談のチラシの配布についても、正直、様々な課が相談窓口を持っているのでPRをする。言い方は悪いがやる気のあるところは、啓発事業があるとどんどんチラシを持ってくる。差があるのも事実なので、このあたりはこの後の条例改正の話の中でも、啓発をどう統括していくのか、まとめて情報を得るやり方、啓発の仕方としてもチラシよりもウェブサイトはどうかという意見があったように、そういうことを条例に書くのがいいのか。また、実際の行動という意味で行動計画などをつくり、それを条例に、計画を作成すると書いていただくのがいいのか等。それから、推進体制のところの充実も、推進体制の充実に努めるものとするというだけの書き方がいいのか。例えば、計画を持って推進体制をする方がいいとかそこまで書かないと駄目じゃないかなんていう意見を頂戴した上で、事務局は条例をつくる際に、伝わりやすい、意図が伝わる、条例の作り方をできればと思っている。今いただいているような意見も含めて、こういう方向性でどうだろうというような意見で最後まとめていただくと、事務局の方で次、具体的にこんな形できかがでしようかという話ができるのではと思っている。

潮谷会長

条例の中身自体どうしていくのかということに入ってきたかと思うが、そのあたりについて、ここをしつかりと位置付けて欲しいということがあれば、言ってもらいたいと思う。一つすごく気になっているのは、啓発課で作るものではあるが、啓発条例というのはそれを下ろしていく段階、先ほどの防止と救済っていうところでいっても、啓発だけで留まることはない。全庁的にこの条例をやりますよっていう意思表示っていうのが必要と思っている。二つ目は、やはり個別のこと、たくさん問題があるのでそこは別立ての方針とするのか計画とするのかということ。それであればその方針・計画っていうのを見てくださいというのが条例に書いてないといけないと思っている。この中で特に力を入れていくところ。先ほど出てきた、教育とか人材育成とか相談とか、困難事例対応とか、力の入れどころが一目でわかるのも、一つかなと思う。あと、その個別に作っていくものについては、もう実際の相談窓口があったり、制度というのをばつと見てわかったりというのがあっていいと思う。

峯委員

その計画別に実行計画みたいなのがあって、その計画がありますよと条例にいれると、その都度いろんな対応をしていける、計画を変えると条例は変えずに進めていけるのか。

潮谷会長

その通りである。

峯委員

計画を条例に入れる方がよいと思う。

潮谷会長

条例を変えるとなると、議会を通さないといけない。

李委員

柔軟性を持って今後も対応していくという点では、全部変えてしまうというよりは計画は作りましょうという規定を設けたりだとか、あるいは、市の責務に人権施策を総合的かつ計画的に推進するとあるが、じゃあこの人権施策っていうのは何だろうかと、項目を挙げてみるとか、もちろんそこには啓発があれば相談対応も含まれるという、人権啓発課を中心としながら、他課、他部の皆さんが、対応すべき条例とわかってくると思う。計画を作るということに加えて人権施策ってこんなものですよっていう項目が挙がるような規定があれば、この条例の守備範囲が広がると感じる。

潮谷会長

今の話の流れで行くと条例については必要なことは少し加えていく。ただ中身については、個別のものを立てる方向性があるかと思うので、次回事務局でそういった案を、条例も含めて出してもらえたらと思う。またそれについて皆で審議できるようにと思うので、その辺りの作成をお願いしたい。

茨木副会長

私も会長の意見に賛同する。

潮谷会長

副会長の方からも賛同いただいたので、次回そういった形で出してもらえたらと思っている。少し前もって案をいただいた方が検討しやすいと思うので、よろしくをお願いしたい。本日は大変活発な議論をいただいた。また事務局と協力し、市に提案する方向性を次回に示せたらと思っているので、よろしく願いいたしたい。